

大洲市パブリックコメント制度実施要綱

平成18年11月7日
大洲市要綱第 77 号

(目的)

第1条 この要綱は、市の基本的な計画等（以下「計画等」という。）に係る素案の事前公表と市民の意見提案に関して必要な事項を定め、計画等に対して市民等が意見を述べる機会を保障することにより、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 計画等の策定にあたり、当該計画等の案、趣旨、目的、経過等の必要な事項を広く公表し、市民等からの意見の提出を受け、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所及び事業所を有するもの
 - ウ 市内の事務所及び事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ 計画等に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む）、教育委員会、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を及ぼすものについて、パブリックコメント制度を実施するものとする。

- (1) 政策の基本方針などを定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策を定める計画
 - (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する内容の条例（金銭徴収に関するものを除く）の制定及び改廃に係る案の策定
 - (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、迅速若しくは緊急を要するもの及び軽微な変更等と認められるものについては、パブリックコメント制度を適用しないことができる。
ただし、実施機関は、定めた計画等の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 基本的な計画等の題名
- (2) パブリックコメント制度を適用しなかった理由

(案の公表等)

第4条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、当該計画等の策定の意思決定前に相当の意見提出期間を設けて、計画等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景等を記載した資料
 - (2) 意見等の提出先及び提出期日

(3) 前2号に掲げるもののほか、意見募集に必要な関連資料

3 公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットを利用した閲覧及び広報など、市民等が容易に入手できる方法により行うものとする。

(意見等の提出期間)

第5条 実施機関は、計画等の策定をしようとするときは、計画等の案の公表の日から30日以上の意見等の提出期間を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、その理由を明示した上で、意見等の提出期間を30日未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第6条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意見等の考慮)

第7条 実施機関は、計画等の策定に当たって、前条の規定により提出された意見等（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表)

第8条 実施機関は、パブリックコメントを実施して計画等を定めた場合は、計画等の公表と同時期に、次に掲げるものを公表しなければならない。

- (1) 計画等の題名
- (2) 計画等の案の公表の日
- (3) 提出意見
- (4) 提出意見を考慮した結果及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。

3 実施機関は、提出意見を公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、及びその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 実施機関は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず計画等を定めなかったこととした場合には、その旨を速やかに公表しなければならない。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに準ずる機関が、この要綱に定める規定に準じた手続きを経て策定した報告、答申等に基づき計画等の策定を行うとき又は、実施機関が、法令等により、意見公募手続を実施したときは、パブリックコメント制度を実施しないで計画等の策定の意思決定をすることができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行について、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。